

つくばみらい市議会 教育民生常任委員会会議録

平成 21 年 6 月 15 日 開会
平成 21 年 6 月 15 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会教育民生常任委員会

平成21年6月15日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	直井誠巳君
副委員長	高木寛房君
委員	秋田政夫君
委員	染谷礼子君
委員	横川張光男子君
委員	川上光文子君

欠席委員

なし

紹介議員

12番	古川よし枝君
-----	--------

出席議員

2番	坂倉	洋典君
6番	持悦	典君

出席説明員

教育長	豊嶋隆一君
総務部長	古谷安史君
保健福祉部長	湯元茂男君
教育次長	秋田信博君
国保年金課長	野本英夫君
国保年金課長補佐	岩本将史君
学校教育課長	瀬崎和弘君
学校教育課長補佐	八木勝則君
生涯学習課長	吉田弘之君
生涯学習課スポーツ振興室長	中山和広君

出席議会事務局職員

事務局長	井波進君
事務局長補佐	関俊明君
書記	大野隼人君

議 事 日 程

平成21年6月15日（月曜日）
午後1時30分開会

1. 協議案件

- 1) 議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3) 議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）
- 4) 請願第2号 介護保険に関する請願書
- 5) その他

陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情

午後1時30分開会

○委員長（直井誠巳君） 皆さんこんにちは。

関東地方、梅雨入り宣言もされて1週間ほど経過していますが、本日、また、そのような特有の天気の中でございます。皆さん方には、6月の定例議会のさなかに本委員会にご出席、ご苦勞さまでございます。また、常日ごろのご健勝であられることも、あわせてお喜び申し上げるところでございます。

いつものように本委員会、二つの議案また請願等の付託もございますので、慎重審議の中で本委員会も進めることができますことを皆様方にご協力申し上げまして、甚だ簡単ではございますが委員長のあいさつとかえさせていただきたいと思ひます。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

ただいまの委員の出席人数は全員でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

また、本日の委員会に、議会事務局初め、議会事務局職員、また総務部長、保健福祉部長、国保年金課長、同職員の出席であります。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思ひます。

なお、議案の説明については、ひとつ簡潔にお願いを申し上げます。

まず、議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

この議案第38号について説明を求めます。

○保健福祉部長（湯元茂男君） それでは、議案第38号、条例の改正ですが、国保年金課長の方から説明させます。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第38号をご説明いたします。

議案第38号の1ページをお願いいたします。

議案第38号 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますけれども、茨城県におきまして妊産婦医療福祉制度の見直しがございました。それで、茨城県医療福祉対策要綱等が改正されたために、つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、この改正によりましてマル福の対象、これが県の基準で妊娠高血圧症候群等の疾病にかかっている妊産婦の当該疾病に係る医療に要する費用に限って助成

するということでございまして、これまでは、妊産婦が風邪を引いたり、捻挫、骨折等で整形外科等にかかった場合にも対象になっていたと、それが改正になりまして、妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病の診断をされた妊産婦が対象ということで、妊婦特有の疾病に限り対象になったということでございます。それで、所得制限、それから給付内容、これらにつきましては、これまでと同じでございます。

このように、茨城県の要綱では対象者が妊産婦の病気に限定されてしまうということになりますので、これまで進めてきました福祉施策、これが後退してしまうということで、当市におきましては、少子化対策と妊産婦の経済的負担軽減ということで、県の定める対象疾病以外のものについても、市単独として、これまでどおりの医療費助成を継続して行うものということで、県の基準どおりの改正内容と、市単独で助成するという部分の改正内容となっております。それで、平成21年7月1日からの施行でございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 執行部の説明が終わりました。

それでは、これより議案第38号に対する質疑及び意見を求めたいと思います。

ご意見ある方。

川上委員。

○委員（川上文子君） 今説明があったように、県のマル福制度の範囲が狭まる。でも、市の方では今までやっていたようにすべての医療について、妊産婦については負担をしていくということで、独自の条例部分を入れて条例改正するというので、大いに評価をしたいというふうに思っています。

それで、実際に市独自でやる部分の市の負担額というのは、年間でどのぐらいかかる試算をしているのか。その点についてだけ。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 市のかかる負担ということでございますけれども、当初予算で約1,200万円を医療福祉の妊産婦の助成で予算を見ております。それで、県の試算としまして、県の負担が4割ぐらい軽減するんじゃないかというふうな、県で試算しているということでございますので、4割、県が減るとことは、市が4割増えると。市単独でやるということは、市が4割増えるということになりますので、約1,200万円の中の4割ということで、480万円から500万円ぐらいが、市の負担が増えるのではないかとということで想定はしております。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 関連したところなんですけれども、大変評価をする事業だと思うんですけれども、今、予算の方が出ましたけれども、今までのことで大変申しわけないんですけれども、特定疾患というか、妊娠による中で一番多かったというか、こういったケースが多かったですか。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） 妊娠中の病気ということかと思うんですけれども、その細かい分析というのは、なかなか、レセプト1枚1枚点検しないとできないということもありまして、その細かい分析については、ちょっとしていない状況でございます。それで、どういう病気が多いかというのは、なかなか、ちょっとつかんでいない状況です。

○委員長（直井誠巳君） ほかに。

横張委員。

○委員（横張光男君） これは要望なんですけれども、議案に対しては、今、川上委員も、染谷委員も申されたとおり、私も、もちろん少子化の中で大切な問題だと思っています。ただいかにせん、県が、いわゆる従来を改正にして狭めたというようなことが、市町村にしわ寄せと言ったら失礼ですけれども、それがもろにかぶってきているということだと思うんですよ、端的に言えば。県も財政は厳しいでしょう、しかし、市町村も、それ以上に厳しいという状況。

まず、最初に聞きたいのは、県の改正の主眼といいますか、意味といいますか、どういうために県は改正をして狭めたのかということなんです。そのところを、もしわかればお伺いしたいと。

同時に、もう一つは、これに甘えることなく、やはり今後も、やはりあらゆる組織を通じてながら県の復元というものを、私は要求していくべきではないかと。ただ単に、県から狭められてしまったから、その分、市町村が肩がわりしなくてはならない、しょうがないんだだけじゃなくて、今後としては、県に、その4割負担増ということの1割でも、その分の2割でも、やはり復活するように県に働きかけをしていただければなということを申し上げたいと思うんですが、以上です。

○委員長（直井誠巳君） 最初の方はお伺いあるわけです。最初の方の答弁知らない。

○委員（横張光男君） もしわかっているならば、県は何で狭めたのか。はっきり言って、財政厳しいから狭めたんだと思うんですよ、極端に言えば。そのところわかっているならば。

○委員長（直井誠巳君） 野本課長。

○国保年金課長（野本英夫君） ただいま委員が言われたとおり、県の説明におきますと、やっぱり税収が伸びていないということで、減っているということで、財政が非常に厳しいという中で、この妊産婦につきましては妊婦健診というんですか。これが14回公費負担ということで拡大されたということもありまして、そういう理由で今回マル福を妊産婦特有の病気に限って負担すると、助成するというふうにするというふうなことで、県の方からは聞いております。

それで、県の方に要望等は、これは、会議とか、いろいろ説明会あるわけなんですけれども、その中で常に要望というのは今までやってきたんですけれども、県は、もうどうしても、もうこれで、財政当局とも話は、もう詰まっているというふうな状況で、もうこれは、ほぼ確定というふうなことで、もう、ちょっと聞き入れてもらえなかったという状況もございます。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 妊婦健診を増やしたと、それと、今度は疾病を狭めるというのは、ちょっと理論が合わないのかなと、県の。県に、ここで幾ら議論したってしょうがないんですけれども、やはり健診を14回に増やして病気を少なくする、それはもちろん、これ大切なことだと思うんですよ。しかし一方で、疾病は、これ避けて通れない人らはいるわけです。そういう人らにも、むしろやはり趣旨からすれば、少子化、いろいろな面からすれば、私は、それで正比例するんだらうと、こう思っているわけです。

ですので、今、課長から言われましたけれども、県が、恐らく実際としては、その健診を増やしたから、14回に増やしたからというのは表向きであって、裏向きは、私は、県の

税収の不足が最大の原因ではないかと。しかし、市町村だって、同じなんですよ。ですから、そのときに、私が申し上げたいのは、4割が減ってしまうわけです。その分を上乗せしなくてはならない。ですから、そういうときに、やはり2割、2割と。市町村で2割を持ってくれよ。県でも、4割減らしたいところだけれども2割持つ、例えばの話ですよ。そういうやはり行政であってほしかったと私は思うんですけども、そういう面で、私は、今後も、ひとつ、つくばみらい市だけでどうのこうの言えないでしょうから。しかし、どの市町村も、私は、県が幅を狭めたから、じゃあ、狭めたままでというのじゃなくて、市単独で、ほかの市町村でも増やしているところも多いんじゃないかと思うんです。そういうところは、非常に負担増になってしまうわけです。ですので、今後も、できるかできないかはいずれにしても、私は、それを、声を上げたいと、こう思っています。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 答弁いいですか。

○委員（横張光男君） いいです。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ないようでございますので、議案第38号に関しまして、質疑、意見をこれで終了をしたいと思います。

それでは、お諮りをします。

この議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 確認できました。全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第40号について説明を求めます。

国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、議案第40号の1ページ、お願いします。

議案第40号 平成21年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,902万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、議案第40号の4ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますけれども、4款の前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目の前期高齢者納付金でございます。補正額が97万円でございます。この97万円の補正でございますけれども、前期高齢者納付金の額につきまして、当初見込額より増額というふうになったために補正をお願いするものでございます。

それで、歳入につきましては、繰越金を充てるものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 国保年金課長の説明が終わりました。

ただいまより、この議案第40号に対し質疑、意見を求めたいと思います。

ございましたら。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、議案第40号に対する質疑、意見は、これで終了をしたいと思います。

それでは、採決をします。

この議案第40号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）の保健福祉部所管部分を議題といたします。

議案第39号について説明を求めます。

国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長（野本英夫君） それでは、国保年金課の一般会計部分の補正でございます。

議案第39号の7ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、8目の医療福祉費でございます。補正額が13万3,000円でございます。

内容につきましては、11節の需用費で7万円、これは印刷製本費でございまして、妊産婦の受給者証の印刷でございます。今まで県の助成を受けている妊産婦の受給者証は、今までどおり発行するわけでございますけれども、市単独で助成という部分が今度できてきますので、市単独部分の受給者証を発行するということで、その印刷製本費でございます。

それから、13節、委託料6万3,000円でございますけれども、これは医療福祉電算委託料ということで、やっぱりこれも条例改正をお願いしている妊産婦マル福関連でございまして、制度の改正、それから、市単独分の助成によるシステム改修ということで6万3,000円を今回、補正をお願いしております。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（直井誠巳君） 説明が終わりました。

議案第39号に対する質疑、意見を求めたいと思います。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） なければ、議案第39号の保健福祉部所管部分に対する質疑、意見は、これにて終了をしたいと思います。

10分間暫時休憩します、入れかえますので。

午後1時50分休憩

午後2時00分開議

○委員長（直井誠巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。

先ほど保健福祉部の所管の部分で議案第39号、審議をしていただいたわけですが、今度

は、教育委員会部門というようなことでお願いをいたします。

議案第39号 平成21年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）の教育委員会所管部分を議題といたします。

この議案第39号について説明を求めます。

○**教育長（豊嶋隆一君）** それでは、お疲れさまでございます。

教育委員会に関する補正予算について、各担当課長の方から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○**学校教育課長（瀬崎和弘君）** よろしく申し上げます。

それでは、学校教育課部門でご説明をさせていただきます。

歳入からご説明をさせていただきます。

議案第39号の6ページをお開きいただきたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金、6目の教育費県補助金、1節の教育総務費補助金でございます。34万5,000円、スクールライフサポーター事業補助金でございます。こちらは、今年の3月に県補助が決定しました。それで今回、計上させていただいております。100%県の補助事業でございます。

事業の内容は、児童の不登校や学校生活への不適應を解消したり、また、未然に防止したりする事業でございます。対象校が谷井田小学校、週当たり約12時間程度でございます。このライフサポーターなんですけど、資格は持っていなくてもいいということで、比較的年齢の若い方、本来で言えば大学生あたりがいいんじゃないかという県の指示でございました。また、児童とのコミュニケーションが取りやすい方ということで、そういう方を公募してくださいということでございます。

歳入は以上でございます。

歳出に移らせていただきます。

次のページでございます。7ページでございます。

9款教育費、1項教育総務費、3目の指導室費でございます。8節の報償費34万5,000円、スクールライフサポーター報償、1時間1,000円で、345時間でございます。

続きまして、その下の2項の小学校費、1目の学校管理費、1節の報酬194万1,000円の減額でございます。これは、嘱託職員報酬、用務員報酬でございまして、谷井田小学校、小絹小学校の用務員、当初募集をさせていただきましたが、応募者がなかったため今回、減額補正をするものでございます。2名分でございます。

その下の下の13の委託料でございますが、こちらは、それに伴いまして、学校管理業務委託料を計上させていただいております。

8の報償費13万1,000円、日本語指導支援講師謝礼でございます。こちらは、5月8日にブラジル人の家族が転入してまいりまして、そのお子さんがあまり日本語が話せないという状況でございまして、ポルトガル語を話せる方にボランティアとして協力をしていただくということでございます。この報償費は、交通費でございます。該当校が小絹小5年生でございます。

最後に、その下の中学校費でございます。これもやはり1報酬41万円の減額でございます。こちらは、伊奈中学校の給食準備員でございますが、こちらにも以前に公募等をさせていただいたんですが、応募がなかったものですから、今回減額をさせていただきます。

それに伴いまして、13の委託料41万円、学校管理業務委託料を計上させていただいてお

ります。

8の報償費8万7,000円、これも、やはり先ほど申し上げましたとおり日本語指導支援講師謝礼でございまして、小絹中2年生、やはりポルトガル語を話せる方にボランティアとして協力していただくための交通費等でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（直井誠巳君） 説明が終わりました。

吉田課長の方から続けて。

○生涯学習課長（吉田弘之君） それでは、生涯学習課の方の補正について説明させていただきます。

同じページの9款の教育費の7項の保健体育費の体育施設費の230万4,000円を補正お願いするものでございます。

内容は、まず、需用費の修繕費78万6,000円でございますが、こちらは城山運動公園の高圧パス交換工事ということでございます。

これは、高圧パスというのは高圧直流負荷開閉器と申しまして、高圧で受電をしております城山運動公園の野球場の分なんですけれども、受電装置が老朽化により、これが故障してしまったということで、これは交換が必要というものでございます。それが39万5,000円になります。

それと、2点目が、総合運動公園の体育館の壁面にございます折り畳み式のバスケットゴール修繕工事、こちらが39万円ほどかかるということでございます。こちら、壁に常時ついているものでございますが、これがハンドルによりまして出てくるといようなバスケットゴールなんですけれども、それが、ミニバスケット用に上下する機能もございまして、そちらが、3月の点検で非常に危険だということで、今ミニバスケットの方は使用中止という形で危険な状態と、早急に改修が必要という状況でございまして、そちらのバスケットゴールの修繕の工事39万円ほどお願いするものでございます。

それから、続きまして、15番の工事請負費151万8,000円でございますが、こちらは、先月の落雷によりまして、運動公園内の自動火災報知機の受信機と送信機、こちらがやっぱり破損しまして、こちらでも交換が必要ということでございます。

こちらに関しましては、財源の方がその他151万8,000円ということで、すべて前のページに諸収入としまして、20番の諸収入、雑入で151万8,000円、市の建物災害共済金という形で、こちら全額落雷によるためということで、保険で該当ということでございます。こちらの火災報知機につきましては、全額保険で対象になるという形で、一般財源の方は78万6,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（直井誠巳君） 説明が終わりました。

これより議案第39号の教育委員会所管部分についての質疑、意見をちょうだいしたいと思います。

横張委員。

○委員（横張光男君） 学校教育課長にお伺いしたいんですが、先ほど説明で、小学校、中学校ともに嘱託職員報酬を減額をして7それを委託料、いわゆる学校管理業務委託料の方に回しているわけですね。そうすると、その理由は、いわゆる嘱託職員を募集したところいなかったと、応募がなかったということで報酬を減額したと。委託料に持っていっ

ても、受ける業者はいるんですか、その辺なんです。ちょっとお伺いします。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 今、特別支援という形で、学校等に特別支援員さんを配置しているわけなんです、11名。それはシルバー人材センターの方でお願いして、受け入れは可能でございます。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） スクールライフサポーターの方なんです、今回モデル校ということですが、今後の予定はありますでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） あくまでもモデル校でございまして、2年間だけで、その後は、まだはっきりしてはおりません。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） ぜひ必要なことでもありますので、今後モデル校ではなくなっても、こういうものを入れていただくということで要望をしておきます。

○委員長（直井誠巳君） 答弁いいですか。

○委員（染谷礼子君） お願いします。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） サポートする、やはり学校に合わない児童生徒もいらっしゃいますので、今後、この事業がなくなっても、市独自で検討したいと思っております。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

川上委員。

○委員（川上文子君） スクールライフサポーターの報償に関連して聞きたいんですけれども、現在、不登校という形で把握している人数というのは、全体の1校1校ですけれども、どのぐらいの数を把握。全体じゃなくて、1校1校。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） あくまでも今回は、4月、5月ですので、まず、5月31日現在でございまして、小張小はありません。谷井田小学校はお一人、板橋小が2人、福岡小1人、小学校は以上で合計で4名。伊奈中学校が10名、伊奈東中学校が6名、谷和原中学校が7名、小絹中学校が6名、合計29名でございます。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 不登校というふうに判断するというのは、どういう状態のときに不登校という形で判断をしますか。

○委員長（直井誠巳君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） あくまでも、年間欠席日数が30日以上の子供生徒を不登校という形で呼んでおります。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） その説明だと、4月、5月で30日以上休んだという形でのカウントということですね。昨年の1年間で見たとすれば、かなりの数になる。おおよそどのぐらい。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○**学校教育課長（瀬崎和弘君）** 昨年3月31日現在で合計で34名。

○**委員（川上文子君）** 小学校。

○**学校教育課長（瀬崎和弘君）** 小学校が12名で、中学校が34名です。若干多いですね。

○**委員長（直井誠巳君）** 川上委員。

○**委員（川上文子君）** そういう実態の中で、今回モデルということで谷井田小学校で取り組むわけですが、12時間、若い方を配置をしてというのは、どんなふうに週12時間を。学校に行って、それとも、家庭に働きかけてとか、どういう形で活動を想定しているんですか。

○**委員長（直井誠巳君）** 瀬崎課長。

○**学校教育課長（瀬崎和弘君）** あくまでも学校の教師と連携を図って、その教師に合った時間帯で、そのライフサポーターの時間を設定していただきたいと思います。やはり家庭訪問等もございますので、その辺も含めてやっていただきたいと思っております。

○**委員長（直井誠巳君）** 川上委員。

○**委員（川上文子君）** そうすると、谷井田小の対象になる児童について、担任または教頭を含めてでしょうけれども、相談をしながら、今週の中では、訪問、この時間に何時間ということを相談しながら想定してやるということなんですか。

○**委員長（直井誠巳君）** 瀬崎課長。

○**学校教育課長（瀬崎和弘君）** そうですね。やはり我々も、ちょっと内容的には把握していませんので、教育現場の先生方が一番わかっていらっしゃると思いますので、教務主任と教頭、校長ですか、担任と相談しながら、時間等を設定してやっていただきたいと思っております。

○**委員長（直井誠巳君）** 川上委員。

○**委員（川上文子君）** 私は前から、自分の子供も不登校になったりしまして大変悩みましたし、その影響もずっと引きずりながら今も生きていますから、とても気になっていたことで、そういう児童に対する働きかけ方が本当に十分されているだろうかということで、別の精神障害の問題でかかわったときに、そこにかかわる関係者の方から、不登校にもなっているという状況の中で学校の働きかけ方が、その当事者というか、当事者にかかわる専門家からすると極めて不十分だというふうにとらえている発言もあって、大変に気になっていました。ですから、本当に腰を据えた形での取り組みが必要だし、それから、それなりの力を持った人がかかわらないと、かかわり方によっては大変大きく間違えるし、それから、あわせて先生自身に対しても一定のやっぱり専門家として、そういう問題について先生自身にも指導ができるぐらいのやっぱり力量の部分が、私は必要なんだろうというふうに思うんです。

だから、これで、モデルで、どのぐらいの仕事ができるかというのはともかくとして、そういう意味では、もっと本格的な取り組み方が必要だし、半端な形では大きな問題も生むことにもなりかねないので、そういう点では、よく勉強してほしいというふうに思っていますけれども。

○**委員長（直井誠巳君）** 教育長。

○**教育長（豊嶋隆一君）** スクールライフサポーターという方なので、これ、専門的にかかわる方はスクールカウンセラー、これは医療関係の資格を持っている人が、学校で、そ

ういう専門的な立場から、いろいろ、カウンセリング、アドバイスなどをするという業務に携わっている方、また別にいますので、今回のスクールライフサポーターというのは、子供と年齢が近いような方ということで県は考えているようなんです。それで、さっきのカウンセラーとは、また違う形で気軽に子供と話し合いができる方をということで、この事業は考えているというふうに言われていますので、今の川上委員がおっしゃったような形とは、また別な問題ですので、直接不登校に急になるわけじゃありませんので、前もって必ずサインが出てくるわけですけども、そういうのも、サインの見方やなんか、そういう専門的なのはカウンセラーです。これは、子供と気軽に友達関係みたいな話をしながら、仲間づくりをしたらどうだろうかというような形の今回の事業かなというふうには受けとめているんですが。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） スクールカウンセラーというのは、実際に相談窓口として設置して人がいるという状態ではないんですか。

○委員長（直井誠巳君） 教育長。

○教育長（豊嶋隆一君） スクールカウンセラーは、これは中学校に配置されていまして、小学校にはいないんですけども、そういう方は、また中学校に相談に行ってもいいですよという方がいますので、そういう方には行っていただくということになります。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） カウンセラーのところに相談に行って、その相談業務の中の、そういう行為をすれば、そういう形の相談の対象になるんだというふうに思うんですけども、実際には、そこに相談に行かない中で不登校状態になっている場合もありますよね、かなりの数が。で、そのことについて言えば、担任の先生が悩んだりとか、働きかけをすとかということがあるんだと思うんですけども、で、その、その働きかけについて、実際には、かなり長期になっている例もあるようで、十分、方向性が見えているわけではない場合は、多分それなりの数があるんだと思うんです。だから、そういうところに、本当言うと、もっと、もちろん相談窓口に行けばということはあるにしても、で、行ったらそこで解決するかといっても、継続的に、本当に、その子のケースについて寄り添いながら日々の中で対応していくわけではないから、そういう意味では、もっとそういう意味で、先生だけの荷になっている部分をフォローできる力がもっと私は必要なんではないかというふうに思っているんですけどもね。もちろん、それが一つの役割として、訪問する中で社会とか地域とのかかわりに、子供の気持ちをちょっと転換できるような若い人が行くことによって、そういう転換も一つの方法かもしれないし。で、そういう人数からいくと、もっとそこも含めた精神的な把握もできるようなスタッフも含めた、もっと厚い取り組みというのが、数からいっても必要なんではないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） 教育長。

○教育長（豊嶋隆一君） 今のライフサポーターをもっと数を増やした方がというようなことなんですか。

○委員（川上文子君） そのことだけではなく、もっと質の充実が必要だろうと。スクールライフサポーターという形だけでは、不十分だろうし。

○教育長（豊嶋隆一君） これは、スクールライフサポーター、県の44市町村のうち約半

数なんです、今回、試験的にどうですかと配置をしてくれたのが。ですから、今後、効果があるとすれば、また増やすんだらうというふうに思っているんですけども、ちょっと今のところはわかりません。

○委員長（直井誠巳君） どうですか、川上委員。

○委員（川上文子君） 教育長自身が中身をちゃんととらえているかどうかわからないけれども、いいでしょう。担当課の方で、ぜひしっかりとらえてほしいと思います。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 日本語指導支援講師についてなんですが、小学校と中学校でということですけども、つくばみらい市で、こういったケースというのは初めてなのか、また、これからもどの程度予想されるのか、その辺ちょっと概略をお聞きしたいんですが。

○委員長（直井誠巳君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 現在、小絹中学校で1名いらっしゃいまして、ボランティア活動をしていただいております。これ、あくまでも突然こちらの方に転入してきまして、間借りされている方らしいんです、友達の部屋へ。それで、うちの方では、常総市さんはそういう方がいらっしゃいますので、そちらの方にお勧めしたんですが、あくまでも家賃がないと、お金がないということで、ちょっと行けないということで今、小絹中に通っている状況でございます。小学校と中学校と、お二人おります。

○委員（秋田政夫君） 兄弟なんですか。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） はい。

○委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 今、常総市という話聞いたんですけども、常総市は非常にブラジル人が多いんで、旧水海道は4,000人ぐらい当時いるというようなことで非常に、国際交流友の会なんかがあって、そういった支援事業をしているんです。私の知人もしているんですけども、そういったところとスポット的に、こういうことがあったときにうまく連携とれるように、常日ごろ働きかけていけば、どうなのかなと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） やはり常総市の学校教育課の方にも、こういう方がいるので、どうか援助していただけないかと相談したんですが、やはり転入してからでないと無理ですと、ちょっとお断りされましたので、やはり転入が第一条件かなと思っております。

○委員（秋田政夫君） それは市の方に相談したんですよね。民間のボランティアでやっている団体あります、常総市にあるんです。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） そのための補正でございます、今回の。それで、そういうボランティアさんをこちらで見つけながら、そういう方がいらっしゃれば、やっていただくような形をとっていきたいと思います。

○委員（秋田政夫君） そうですか。これから見つけるという、まだ確定じゃないわけですね。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 補正が通ってからです。

○委員（秋田政夫君） 補正でね、そうですか。ぜひそういうボランティアで活発にやっている方いらっしゃるの、ぜひ、もしそういうことがあれば活用してください、紹介しますので。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） 川上委員。

○委員（川上文子君） 中学校の方は、当初予算で6万2,000円。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） はい。

○委員（川上文子君） ということは、3人が対象者。

○委員長（直井誠巳君） 瀬崎課長。

○学校教育課長（瀬崎和弘君） 今回は、当初はお一人、小絹中でいらっしゃいまして、今度は兄弟で小絹中、小絹小学校、対象3名になります。

○委員長（直井誠巳君） いいですか。

○委員（川上文子君） わかりました。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） 出尽くしたかな。ないようでございます。

それでは、議案第39号の教育委員会所管部分に対し、質疑、意見は、これにて終了をいたします。

教育委員会所管部分が終わったので、執行部は退席して結構でございますので、お疲れさまでした。

続きまして、本委員会に請願が出ております。請願第2号ということで、介護保険に関する請願書を議題といたします。

この請願は、平成21年6月2日付で水戸市城南3-15-24、みのわビル3F、茨城県社会保障推進協議会代表委員渋谷敦司氏より議長あてに提出をされております。

ここに紹介議員の古川よし枝議員が出席していますので、説明を求めます。

○紹介議員（古川よし枝君） 今紹介されました介護保険に関する請願書の紹介議員として、少し説明をさせていただきたいというふうに思います。

それで、委員長にお願いをしまして、皆さんに今回の介護保険の改定の一つとして言われています新要介護認定制度の問題点ということで、全国商工新聞に大変短い文章でわかりやすく全体が書いてありましたので、ぜひ参考資料として皆さんに読んでいただきたいと思います、皆さんに配付をお願いいたしました。

それで、後で見てみたいと思うんですが、まず、介護保険がスタートして10年目ということで、この請願趣旨の中にも書かれておりますけれども、この間ずっと10年間で介護保険がどんなふうに変わってきたのかというのが短い文章で紹介されておりますけれども、2005年には、施設の入所で居住費とか食費が保険から外されたということがあって、大変な負担が強いられたということです。それから、6年度には、新予防給付が設けられて、いろいろ介護のサービスの制限が実際行われたということがあります。そして、何よりも現場での介護者の労働条件が非常に悪い、悪化したということで、介護労働者の定着がなかなか進まないという大変な問題を現場は抱えているということです。私も、この間ずっと市内の施設を訪問してきたんですけれども、やはり介護労働者が長くおれないということで、募集をしてもなかなか集まらないという、そういう悩みをたくさん抱えているとい

うことがわかりました。そういうところにきて今年度は、先ほど言いました要介護認定の制度のシステムが大きく変わったということで、利用者も、それから事業者にも大きな影響を問題として残しているというふうに、趣旨の中でも述べておりますけれども、そうだというふうに思うんです。

それで、まず一つは、今回、請願事項の中に求めています新しい認定制度の実施を中止して、改めて認定制度の総合的な検証を行って、抜本的な改善を行うことというふうに要求しているんですけれども、その点で大変、この皆さんにお配りした資料がわかりやすいと思うんです。棒線が引いてあるんですけれども、この中で、ちょっと長くなってもいいですか。

○委員長（直井誠巳君） いいですよ。

○紹介議員（古川よし枝君） どんなふうに変ったのかというのがあるんですけれども、まず要介護認定の給付を受ける資格と水準、これを決める重要なシステムの一つなわけですが、これが順番に認定の調査があって、そして、コンピューターによる1次判定があって、2次判定の三段階を経て最終的な介護度が決まるわけですが、今回は、状態が変わっていないにもかかわらず軽度で判定されるという利用者を大変つくり出しているということが指摘されているわけです。

それで、なぜかというふうになるんですけれども、今回の見直しの一つは、調査項目、いろいろ、聞き取りとか、見たりとかして調査をするんですが、その項目が82項目から74項目に減らされたということで、減ったのは14ですけれども、増えたのもありまして、合計74項目になったということです。それで、特に認知症の方には大変重要な項目が削られているということで、調査の第2次審査への特記なんかに情報も不足してしまうということが言われています。

それから、もう一つは、項目のほかに、できるかできないかとか、それから、介助があるかないかという、そういう判断をする基準が見直しがされたということなんです。例えば、ここにも書いてありますけれども、座位の保持はどうかというのと、これまで、10分間程度座っているのが目安だったんですが、今度は、こういうふうに寄りかかっている1分程度座っておれば、できるというふうになるとか、それから、食事もそうです。食事も、中心静脈栄養のみということで、実際は口から食べていないという場合には介助がないということがあったりとか、それから、あとは、ここに書いてあるのは、そういうことで、いろいろ書いてあるんですけれども、この結果、非常に軽い介護度が1次判定で出てしまうということが出ているわけです。

それで、その中でも、ここに書いていないんですけれども、その介護にどのぐらいの時間を要するのかというのは、モデルとしては施設で行ったというふうに言われているんです。ですから、施設と在宅の場合は、かなり介護する時間、要する時間が変わってくるんですが、施設をモデルにしたということでも、かなり判定の基準時間が短縮されているというふうにも言われております。

それから、最後に、認定審査会で第2次判定をするわけですが、今回の見直しでは、第1次判定で処理されることになり、認定審査会の権限、裁量が大幅に縮小されたというんです。というのは、介護度1の場合、なかなか要介護1か要支援2かという判断がつかない場合は、これまではコンピューターではなかなか判断つかない場合には、第2次の審査会で、その専門認定審査会が判断をしたんですが、それではなくて、もう第1

次判定のときに要介護1の要支援2かというふうに、もう決めてしまって、その審査会での裁量がなくなってしまう、大変狭められてしまうという問題も起きているということなんです。それで、結果として、状態が変わらないにもかかわらず、要介護度が下がって、支給限度額が減って、サービス利用の継続に大きな制約が生じたということなんです。

それから、このことによって事業者にはどうかといえば、状態が変わらないわけですから、サービスの度合いは同じなんですけれども、軽度に扱われることから、介護の報酬が介護保険から支払われる報酬が減額します。そういうことで大変なことになるわけなんですけれども、今回そういうこともあって、今回、改定で介護報酬の3%が引き上げになりましたけれども、実際は帳消しになってしまうぐらいのことも起きているというふうに言われています。

そういうことで政府も、そういう指摘がありまして、4月の半ばになってから経過措置というのを設けたんですけれども、利用者が新しいシステムで要介護度の認定が変わった場合には、新しいのでやるのか、もともとの旧の認定度でやるのか、どちらか選べると、そういう経過措置を設けたんです。そういうことで今、検証をするというふうに政府は、厚労省は言っております。

そういうことで、ぜひ今回の請願は見直しを求める、そういう声をうんと上げていくときだというふうに思うんです。そして、だれもが安心して利用でき、そして、安心して働ける職場づくりになるよう力添えをお願いしたいということなんですけれども、本当に私はそうだというふうに思うんです。ぜひ審議をしていただいて、採択をしてほしいなというふうに思います。

○委員長（直井誠巳君） この請願の紹介議員というようなことで、皆さん方のお手元の方にも、全国商工新聞というようなことで抜粋されて参考資料としてお配りしておりますが、今の説明も含め、この新聞等も含め、ひとつ、みなさんからの質疑、意見を求めたいと思います。

横張委員。

○委員（横張光男君） 紹介議員の古川議員に、ちょっと私もわからないところがあるものですからお伺いしたいんですが、確かにこの新しい認定制度になって、その認定の判断が軽くなったというようなことが今言われましたよね。しかし一方で、重くなった方もいるのも事実だと思うんです。ですので、それと、それ重くなっても軽くなっても、先ほども説明がございましたように、その重く……まあいいや。じゃあ、その前に、軽度になった方は割合としてどのくらいいるのか。そして、重度ですね、上がった方々はどのくらいいるのか。もし知っておれば、お伺いしたい。というのは、一般質問でも説明したとおり執行部の答弁では、いわゆる新旧の審査によって、おおむね40%以上の方は、40%ぐらいは変わらなかったということは答弁にあったかと思うんですけれども、じゃあ、低くなった者と高くなった者はどのくらいなのかということを、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（直井誠巳君） その辺、数値持っていますか。

○紹介議員（古川よし枝君） はい。

○委員長（直井誠巳君） じゃあ古川議員、説明をお願いします。

○紹介議員（古川よし枝君） 全国的なモデルとして見ているのは、2割ぐらいは軽くなったと見ているんです。それから、全体として現行方式よりも重度になったという方は16.7%というふうに全国のモデル事業の中では見ているんですけれども、だから、一概に

全部が状態が変わっていないのに軽くなっているということではないのも、もちろんあるんです。ただし、全体としては、状態変わらないのに軽度になってしまえば、いろいろな問題を起こすということは実際あるわけです。

それで、つくばみらい市でいいますと、この前も一般質問でやりましたけれども、この4月、5月で、109人が認定審査の申請をしたんです。そのうち、新たに26人の方が申し込み、新たに申請をしたということ。それから、区分変更という方が、容体が変わったので区分を変更してくださいという申請があった人が9人で、更新といまして、初めての人は、1回目は6カ月ですけれども、あとは1年に1回ということで、サービスを受けている人は更新する時期が来るんです。で、その人が74人なんです。そのうち、軽度に変更になったという人は28人です、38%なんですけれども。それから、重度に変更した人が15人ということで、変更ないという人が31人という、このつくばみらい市の中で出ているんです。

しかし、なぜ軽度に変更したのかというのはわからないわけです。状態が変わったかもしれない、重くなったのも軽くなったのも、その人の状態が変わったのかもしれない、あるいは、新しいシステムによって同じ状態なのに変わってしまったという、そういうことが今の中でわからないんです。だから、わかるためにはやっぱりきちっと検証しなさいというふうに言っているわけですが、国も検証期間を設けるということで今、経過措置を設けているんです。そういうことなんです。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） それと、今の請願の項目には入っていませんけれども、ただいま配付された新聞の中で、一方的な解釈なのかなという感じもするわけです。というのは、この一番上の方で、いわゆるこの制度については軽度に判定される利用者を大量につくり出す改編といえるということで、事実、重くなった方もいるわけですね。そうでしょう。ここの項目だけを見ると、この制度は、いわゆる財政負担が伴うから、いわゆる軽度に、軽度に持っていくような新システムなんだというようなとらえ方でとらえられないんだろうかと、こう思うんです。で、決してそうじゃないわけですよ。重度の方になった方も、割合はどうであっても、いわゆるいるという事実があるわけです。そういうところから私は思うのは、もう少し、いわゆる政府も、そのようなことを言っているわけですね、検証期間を設けると。ですので、やはり4月に、私は結論から申せば、4月に、まだスタートして2カ月を経過したか経過しないかという状況の中では、もう少しその動向を私は見るべきではないかと。国の方針、さらには、政府のそういう検証をどのようにされるのかを見てからでも、この中止ということは、やはりいいんじゃないかというような感じは私はします。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございますか。

染谷委員。

○委員（染谷礼子君） 請願事項の3番目のところですが、介護報酬の引き上げは3%にとどまらずということで、これは去年3%引き上げになって、その3%は事業者の事業費となってしまったケースがあったようで、この5月27日に決まりました補正で、また、10月から介護報酬が上げられることが決まっていますが、この制度が新しくなって、今、横張委員からもありましたとおり、この3番目の文言と、それから、始まった

ばかりということもありますので、今ここでということでもなくてもいいような気がします。

それと、もう1点、私的なことなんですけど、私も86歳の母親を介護しております。要支援1になったり2になったりということなんですけれども、結局、軽度になるというか、重くなれば自分の介護料も増えるわけなんです。家の母いわく、来て認定していただいているときと違って、できるのになというので、私もそうなんですけど、軽く見ていただきたいということで、自分の負担金も多くなりますので、この辺は重く見てもらっていいものでもないし、本人の負担も増えますので、その辺は、この認定の仕方については、やはり大変重要なことだとは思いますが、重度になったおかげで負担金も増えてしまうというような利用者の声もございますので、この辺はやはりちょっともう少し。

○委員長（直井誠巳君） ありますか、お気持ち、反論というか。

○紹介議員（古川よし枝君） 介護認定が重度になってしまうと負担が増えてしまうというんですけれども、限度額が提示されているだけですよね。目いっぱい使ったら、これですよということですよ。だから、重度でも、そのサービスが必要でなければ、当然、負担は少なくて済む。しかし、軽く限定されてしまうと、実際は、もっとその判定よりも介護度、介護が必要なんだけど、制限があるものだから介護保険の給付がないと、出た分は自己負担になってしまうということも起きてくるということで、その利用限度額が設定されているところが認定の中にあるんです。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員。

○委員（染谷礼子君） そうなんですけれども、重度で認定されているとサービスを受けたときに、1人でも介護できるのに2人使うというケースもあるんです。それは、事業者の問題もあるかもしれませんが、こういった問題も聞いておりますので、必ずしも重度でいいというものでもないと思います。

○委員長（直井誠巳君） 古川議員。

○紹介議員（古川よし枝君） 私は、重度がいい、軽度がいいということじゃなくて、やっぱりきちっと必要なもの、必要な認定をすべきだということに、やっぱり議論があるんだというふうに私は思うんですけれどもね。そう思いますよ。

○委員長（直井誠巳君） 染谷委員、どうですか。

○委員（染谷礼子君） ここの部分で軽度になってしまった方が多いということで、私は、その重度軽度に関して、軽度になった方が多いというのは、かえっていい部分でもあると思いますので、もう少し、この4月に変わったことでもありますので、もう少しこの改正後の状況を見る必要もあるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（直井誠巳君） 横張委員。

○委員（横張光男君） 先ほど言えばよかったんですが、一つ、つけ足して申し上げますけれども、古川議員に、せっかくだから、もう1回聞きたいんですが、先ほどこの改編は、何となく聞いていますと、軽度の方向へ持っていったと。しかし、重度に変わった方もいますよね、事実ね。そうすると、この請願事項の1番で、新しい認定制度の実施を中止するということになったときに、やはりそれも重度になった方も、また逆の理論もできるわけです。軽度になった方も、これを進めることによって軽度にしたんだからと、重度になったものをまた見直されて軽度になるという。ですから、もう少し、そういう、あまりにも動きがあってはいけないもので、その辺のところを十分に政府としても検証するということを言っておるのであれば、もう少し私は様子を見ながら、この判断はいつでも、

そういう請願はできると。今は時期尚早というか、その実態を見ながらやはり結論をすべきではないかということです。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

秋田委員。

○委員（秋田政夫君） 請願の1の認定制度の実施を中止ということをやっているんですが、この認定制度の認定結果が予想以上に軽い場合と、また、あるいは重く出た場合に、その認定委員会に不服申し立てをすることができるということになっているので、まず、そういったことを加味しながら状況を見て、1年間、状況を見ながら検討した方がいいんじゃないかと思うんです。中止というのは、もう白か黒になってしまうので、まさに非常に難しい判断だと思うんです。ですから、そういった時間も必要ですし、当然、異議申し立てというか、検討委員会に不服申し立てを立てて対処して、とりあえずして、それからの話じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） そういう制度、さっきね。私のも、ちょっといいですか。

保健師さんが第1段階に認定しますよね。その後、お医者さんも含めて第2段階ということで、認定調査委員会というのかな、あれを置いて最終的な決定をすると思うんですね。そういうステップ踏みながら決めるということ、当然ご存じだと思うのね。今、秋田委員から、そういう、いつ決まっても、もし思わぬ結果が出てしまった利用者には、それを不服として申し立てることができるということなんですが、その辺の把握はしていますか。その辺に関して答弁できますか。

○紹介議員（古川よし枝君） はい。

○委員長（直井誠巳君） じゃあ、紹介議員お願いします。

○紹介議員（古川よし枝君） もちろん、新しい制度であれ、もともとの旧制度であれ、不服があれば不服を申し立てすることはできますよね。もちろんできますけれども、その中止してしまうということがあれなんですけれども、今現在、新しいシステムで4月から始まっているわけです。始まっているから、新しく申請した人、介護認定を受ける人は新しいシステムでやっているわけです。だから、旧のがないわけですから、比較はできないわけです。で、もともと介護サービスを受けていた人は、新旧どちらでも実際はやるわけです、審査をするわけです。だけれども、希望によって、移動があった場合には本人さんの希望どおりにしますよというのが今回の経過措置なわけですけれども、そういうことで、もちろん不服審査申し出はたくさんしています。そういう中で、いろいろ問題が起きてきているわけです。これ、たくさん出ることがいいことではないわけですよね、正しくない、実際と違う判定が起きているということですから。そういうことで、それはもちろん有効に使ったらいいと思います。

○委員長（直井誠巳君） 秋田委員。

○委員（秋田政夫君） ただ聞くとところによると、判定の場合に、1次はコンピューターでやるけれども、2次の場合に、実際に受ける方が非常に精神的に不安定で、例えばそういったものを隠してしまう人もいるし、逆に安心感を持って、本当は悪いんだけど悪くないとか言ってね、本人が本心とはまた違った意見を述べてしまって、それについて判定されて結果が出たということで、そういうケースも非常に多いと聞いているんです。ですから、必ずしも、そこで判定したものがこうだと、正しいということは、私はそう思わないんで、その後の経過とかいろいろなことをかんがみながら、さっき言ったように、あ

の時は審査に答えたけれども、少し見てみるとこうなんだというような、そういう錯誤も出てくるそうなんです。だから、そういうところを、やっぱりそのために不服申し立てというのがあると思うんですけれども、やっぱりそういったことをかんがみて、やっぱりこの新しい制度をもう少し見守っていくのが妥当なのかなと思います。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） そのほかに。

高木委員。

○委員（高木寛房君） 古川議員の一般質問の際にも執行部の方から答弁ございましたよね、改定度も申請者の希望に応じた対応をしまいと。だから、これまで同様のサービスを受けられるというような旨の話だとは思いますが、それを考えれば、もう少し様子を見るのも手ではないかなと思うんですけれども。

○委員長（直井誠巳君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上文子君） 当然、古川議員が紹介議員になっているわけですから、私は賛成の立場なんですけれども、認定の問題だけでいうと、今お手元に配った新聞の記述を見ても、この基準がどうなのかということを見る必要があると思うんです。例えば座位の保持の、さっきのね。で、1分間程度、今度の新たな基準で座れたら、座れたと見るわけです。本当、それが座れたというふうに言えるんだろうかと。従来だったら、少なくとも10分ぐらい座っていなくては大めだよと、それじゃなければ座位を保てたと、保持したとは言えないよというふうに言っていた、この見直し。それから、移動についても、重度の状態で移動ができない、全くない、そういう状態の人は、今までであれば介助が必要、当然だよ。ところが、新たな基準では、これは自立と見る、これがフェアかと。で、食事の摂取についても、静脈栄養の場合については、今までは、当然、口から食事がとれない程度のものなわけだから、全介助また介助に含んでいたわけだけれども、今度は、これを自立と見ると。この判断が、もともとフェアじゃないじゃないかと。その結果として、時間数が節減され、そして、介護度の変更が起こるわけです。

だから、こういう実態があって、その結果として、指摘があって、国も慌てて経過措置をとって、今までみたいなことではなくて、この経過措置をとるなんていうのは、かつてないことです。そうに決めたんだけど、でも、その制度の認定、新しい基準の認定じゃなくても、前の基準でもサービス続けてもいいよと言わざるを得ないということは、いかにやっぱりこれが問題を含んでいるか。実際の現場では、大変な批判です。

さらに言えば、この新聞でアンダーライン引いていないけれども、この決める段階での審議会の中で、内部資料の中で、介護報酬全体を下げていくために、どう改編していくかという内部資料の記述まで明らかになって、明らかに医療費、介護給付費の削減のために、この見直しが行われたという実態も、国会の中で明らかになっているんです。

私は、今回の改正はともかく、大変大きな問題だというふうに思うけれども、こういうふうに前回の改定でも、6段階から7段階と認定のランクを広げながら、要支援のところになるだけ持っていこうと。だけれども、持っていけなかったから、また今度の判断基準を変えろということをやっているわけだけれども、何でこんなふうに、この制度が苦悩の中で10年やってきたのかといったらば、やっぱり介護を保険という形で、しかも国の負担が25%ない中で、サービスを上げれば本人たちの保険料が上がる、で、サービスを上げれ

ば、働く人たちの給料を上げたいと思ったら、今度、保険料が上がるという、こういう環境をつくっている保険制度だから、大きな矛盾も生むわけです。払えない人たちはどんどん出てくるのに、保険料を徴収しなければサービスの充実も働く人の充実もできない。

私も、いなほの里にも行きました、ぬくもり荘にも行きました、それから、どんぐり荘にも行って、それから、さくらの里にも行きましたけれども、本当に現場は頑張っています。頑張っているけれども、こんな重労働だったら、こんな低賃金だったら、とても人は来ないと。で、来ても、2年、3年で、本当にやめてしまうという状態で、今度の3%の引き上げだって、現場では、職員さんの給料にはとても上乗せなんかできないと。こんな当てのならない制度で、今度、給料上げたら、その後、国は補償してくれるか。とても補償してくれないだろうし、とてもできないというのが現場の実態。だから、事業者も、介護を受ける人たちも、それから、保険料を払う国民も大変苦しむ。

やっぱりこの間、朝日新聞でも、デンマークだとか、ドイツなんかの例も、私も前にデンマークに視察に行きましたけれども、基本的に全く違うんですよ、本当に。在宅で従事するというのは、やっぱり国の責任として、この問題を考える。そういう視点に変えなければ。私は、今回の改正も、とっても問題だと思うけれども、介護保険制度、やっぱりここ自身の問題が明らかになる。この間、私たちは保険料の引き上げに反対したけれども、ある方から、保険料を引き上げられたってサービスが充実されればいいというふう思うだろうと。確かにそうだと思うんです。だけれども、払える保険料で十分な、必要なサービスを受けられるような制度に、本当は社会保障の中で整備しなくてはならない。その根幹が崩されているから、大きな問題を生んでいるし、これだけの制度の改編を。もうとんでもないやり方です。今回の経過措置なんていうのは、あり得ないやり方。このやり方をせざるを得ないような、めためたなというか、実態だと私は思います。だから、制度の問題もそうだけれども、その5番目の抜本的に見直し、この間の改正の中で迫られているというふうに思います。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） 出尽くされたかなと思いますね。

なければ、この請願第2号に対する質疑、意見は、これで終了したいと思います。

それでは、おおむねの意見内容を聞くと方向性が一つじゃないような気がしますので、ここで、請願ということもあり、採決に入りたいと思います。

請願第2号は、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 賛成少数です。それでは、不採択にすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（直井誠巳君） 4人ということで、不採択にすることについて賛成多数ということで、この請願第2号は不採択となりました。

続いて、その他ということで、陳情が1件出されております。

皆様方のお手元に資料あるかと思うんですが、陳情第3号 介護型療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情ということですが、この陳情は平成21年5月21日付で土浦

市文京町1-50、富士火災ビル3階、茨城県保険医協会会長松本和美氏より議長あてに提出されております。

陳情の内容につきましては、お配りしてある陳情書のとおりでございます。

必要と認めるものについては、議員発議等で提案したいと思いますが、意見ございましたら、ちょうだいをしたいと思います。

川上委員。

○委員（川上文子君） もう1人いると発議できるんで、もし賛成の方がいれば一緒に提案をしたいと思いますが、ほかに教育民生委員会の中でいけば、どうでしょうか。

○委員長（直井誠巳君） ほかにございませんか。

陳情ということですので、今までは委員会によっては委員会預かりとか、その趣旨を賜るというような扱いをしてきたんですが、今、川上委員の方から。

横張委員。

○委員（横張光男君） 今委員長からも出ましたように、ほかの委員会は知りませんが、教育民生で今まで陳情という、これ、規則の中で、議長なり委員長の判断だということになってはいますけれども、ただ、今までの流れの中で教育民生委員会で陳情書は、やはり陳情書と請願書の区別というか、それはしてきたと思うんです。ですので、その辺、私は、従来どおりの、趣旨はよく、この文章でわかりますので、議員発議で出すことについては、私は賛成はいたしません。

以上です。

○委員長（直井誠巳君） わかりました。

ほかにございませんか。

川上委員の意見の中で、賛成者がもう1人いれば議員発議というアクションをとれるわけですが、横張委員の意見だと、その必要はなかろうというような。

○委員（川上文子君） ほかの人はどうかというのを聞かなければわからないでしょう。

○委員長（直井誠巳君） そうということですので、できれば、お三方の。賛同者がいれば、そっちの方に進めるし、また、いなければ、横張委員のような方向にしていきたいと思うんですが、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（直井誠巳君） ということで様子を見ますと、賛同者がいないというようなことで、議員各位に、その資料は行っていると思うんで、その趣旨を十二分に理解していただき、議員とどめというようなことで扱っていきたいと思います。

これで本委員会に付託された案件は、全部終了をいたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任いただけますことをお願いを申し上げます。

以上で、教育民生常任委員会を閉会をいたします。

長い間お疲れさまでした。ご苦労さまでございました。

午後3時03分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年6月15日

教育民生常任委員長